

東京都下水道協会規則

(名称及び構成)

第1条 本協会は、東京都下水道協会（以下、「協会」という。）と称する。

2 協会は、次の会員をもって構成する。

(1) 一種会員 東京都内の日本下水道協会の一種正会員

(2) 二種会員 東京都内の日本下水道協会の二種正会員

3 協会に顧問を置く。顧問は、東京都をもってあてる。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を会長の属する都市に置く。

(目的)

第3条 協会は、協会区域内において下水道事業を推進するため、日本下水道協会と連携し、かつ、協会区域内の会員相互の広域的な連携を図り、諸般の調査研究その他必要な事業を行うとともに、会員相互の情報交換を図ることを目的とする。

(役員)

第4条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 幹事 若干名

(4) 会計監事 2名

2 幹事及び会計監事は、協会総会において選任する。

3 役員任期は、2年とし、その終期は任期満了の年の協会総会終結の日とする。ただし、再任を妨げないものとするが、会長及び副会長については、8年を限度とする。

(職務)

第5条 会長は、協会に属する会務を掌理し、協会を代表する。

2 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副会長は、会長が欠けたときは、速やかに幹事会において後任の会長を選任するものとし、その間、会長の職務を代理する。

4 幹事は、幹事会を構成し、重要会務を審議決定する。

5 会計監事は、協会の会計並びに決算を監査する。

(補選)

第6条 幹事に欠員を生じたときは、補欠者を選任する。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が会務執行上支障がないと認めたときは、改選期までこれを行わないことができる。

(総会)

第7条 協会総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議又は議決する。

(1) 協会規則を改廃すること。

- (2) 予算の議決及び決算を承認すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、協会総会を前項各号の事項に係る書面の送付をもって開催することができる。この場合において、議題の議決日は、会長が議事の結果を各会員へ通知した日とする。
- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、協会総会は、協会会員の5分の1以上から目的を示して請求があったときは、これを開催することができる。
(幹事会)

第8条 幹事会は、次の事項を審議又は議決するために、開催することができる。

- (1) 協会総会から委任されたこと。
- (2) その他会務執行上重要なこと。
(会議招集及び議長)

第9条 協会総会及び幹事会は、会長がこれを招集する。

- 2 協会総会及び幹事会の議長は会長とする。
- 3 会長は、協会総会及び幹事会に提出しようとする事項を会期10日前に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
(定足数)

第10条 総会は、協会会員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

- 2 第7条第2項前段の場合においては、各会員の議題に係る回答の送付をもって総会に出席したものとみなす。
- 3 会議の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める以上の同意がなければならない。
 - (1) 事業計画及び予算 出席会員の3分の2
 - (2) 事業報告及び決算 出席会員の3分の2
 - (3) 協会規則の改正 会員総数の4分の3
- 4 第7条第2項前段の場合においては、前項の議題の議事は当該議題の可否の回答をもって決する。
(議決事項の報告)

第11条 協会総会において日本下水道協会の総会及び部会または関東地方下水道協会総会に提出すべき事項が決定したときは、会長は、各事項ごとに提案の理由を付し、関東地方下水道協会会長に提出するものとする。

- 2 前項以外の協会総会で議決した事項については、会長は、速やかに関東地方下水道協会会長に報告するものとする。
(経費)

第12条 協会の経費は、会費、交付金その他の収入をもってあてる。

- 2 一種会員の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 基本額 8,000円

(2) 調整額 前年度関東地方下水道協会会費の16%

ただし、調整額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

3 二種会員の会費は、8,000円とする。

4 前2項の規定にかかわらず、会長は、協会の財政運営上支障がないと認めるときは、会費を免除することができる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規則は、昭和40年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年5月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月9日から施行する。ただし、この規則による改正後の日本下水道協会東京都支部規則第14条第2項及び第3項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月30日から施行する。